物流Weekly ウィークリー

２０１０年（平成２２年）８月９日（月曜日）　（４）

運送業界の健康支援を生きがいに

62 運転者の健康管理マニュアル

今回は7月1日付で国交省から出された『事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル』について、ポイントを説明します。

◆背景は健康起因事故の増加

本マニュアルが出た背景には、『健康起因事故』があります。健康起因事故とは、「運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなかった事故」をいい、脳梗塞や心不全・心筋梗塞などいわゆる循環器の病気が60％以上を占めて、その多くは死に至っています。

今後は高齢化の進展等に伴い、病気に起因した事故がさらに増えることを踏まえて、（厚労省ではなく）国交省から、あえて健康管理マニュアルが出されたといえます。

ここで、健康起因事故を起こした会社への、行政からの指摘事項例を紹介します。運送会社の「現状」が顕著に表われてはいないでしょうか？

①集団指導にとどまり、個人指導をしていない②事故防止教育のマンネリ化③健康診断結果から想定される病気を把握していない。健康管理の重要性を指導していない④運転者自身が高血圧が原因で引き起こされる病気を理解していない等

◆運転者の健康状態の把握は不可欠

マニュアルでまず挙げられているのが、「1次健康診断及び医師からの意見聴取（義務）」と、2次健康診断及び医師からの意見聴取（推奨）です。つまり、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の完全実施とそのフォローをきっちりと行い、必要性に応じて医師に相談するように奨めています。

◆睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査を強く推奨

SASスクリーニング検査は「健康診断ではわからない重要な症状のチェック」として、推奨項目として挙がっています（同検査は全ト協の助成事業でOCHISは指定機関）。さらに、「事業者にとっても居眠り等による重大事故のリスクを低減できるのみならず、運転者にとっても脳卒中、心筋梗塞などの発症のリスクを減らし、健全な生活を送ることにつながる利点がある」と記され、同検査が事故防止と健康管理の両輪で寄与することを述べています。

◆点呼時での健康チェック

『健康管理担当は運行管理者？』と思えるほどに、点呼時における健康管理を強調しているのが、マニュアルの大きな特徴です。「どういう治療をしているか」「医師の指示を守っているか」「どんな薬を飲んでいるか」などを把握し、確認するべきとなっています。「人事や労務でさえもそこまで把握はしていない」「プライバシーの問題がある」という運送会社からの声が聞こえそうですが、マニュアルではここまで踏み込んだ内容が盛り込まれていますので、今後は運行管理者のスキルアップがより問われることになります。

（次回は9月13日号に掲載）

《全日本トラック協会・大阪府トラック協会
ＳＡＳ検査受託機関》
NPO法人 大阪ヘルスケアネットワーク
普及推進機構（OCHIS）
理　事　作本　貞子
TEL：06-6965-3666
FAX：06-6965-5261
E-mail　sakumoto@ochis-net.com
HP　http://sas.ochis-net.jp/